

⑩平成 24 年度歳末たすけあい援護金を配分します

歳末たすけあい募金運動で集められた募金から援護を必要とする世帯に「自己申請方式」により、歳末たすけあい援護金を配分します。

申込期限 11月30日(金) ※土日、祝日は除く

※援護金の金額は、今年度募集する「歳末たすけあい募金」により決定します。

(募金募集期間：12月1日～31日)

配分の対象となる世帯の条件

平成24年11月1日現在で、笠間市に6か月以上居住(在宅)し、世帯全員の市民税が非課税の世帯で次にあげる区分のいずれかに該当する世帯

対象世帯	条件
準要保護世帯	準要保護の認定を受けている世帯
身体障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい者世帯	身体障害者手帳1級所持者・療育手帳㊦・A所持者・精神障害者福祉手帳1級所持者のいる世帯
母子・父子世帯	満18歳まで(満18歳到達後の最初の3月31日までの間にある)の方のいる世帯 なお、親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません。
ひとり暮らし高齢者世帯・高齢者のみの世帯	70歳以上のひとり暮らし・高齢者のみの世帯 なお、親族等が同一敷地で暮らす世帯は対象になりません。
要介護認定4・5の高齢者世帯	70歳以上で要介護4・5の認定者のいる世帯

申請に必要な提出書類 ※申請書等は、社会福祉協議会にあります。

①歳末たすけあい援護金配分事業申請書 ②市民税課税等状況調査に関する同意書

申込方法 希望される方は、①、②を記入の上、各窓口申請してください(代理申請可)。

※対象が2つ以上の該当がある場合でも申請はいずれか1つとなります。

※生活保護世帯や、施設入所または長期入院中(6か月以上)の世帯は対象になりません。

申・問 社会福祉法人 笠間市社会福祉協議会

本所・友部支所(笠間市美原3-2-11) TEL 0296-77-0730

笠間支所(笠間市石井717) TEL 0296-73-0084

岩間支所(笠間市下郷5139-1) TEL 0299-45-7889

⑪笠間工芸の丘に「かさまの粹」コーナーを設置!

笠間工芸の丘に「かさまの粹^{すい}」※コーナーを設置し、「かさまの粹」認証農産物の一部を販売開始しました。

認証農産品
ロゴマーク



この機会に、安心・安全な農産品「かさまの粹」をご購入ください!

※笠間市では、地域農業・産業の活性化を目指して、農産品のブランド化を推進しています。笠間市の「かさまの粹」農産品認証制度とは、市内で生産された優れた農産品を「笠間市農産品ブランド化推進協議会」が認証する制度です。ここで認証された品物は、自信を持って提供できる安心・安全な農産品です。

販売箇所 笠間工芸の丘

取扱商品 ☆笠間の栗ソフトクリーム：350円(笠間工芸の丘) ☆手づくりジャム：420円～(笠間クラインガルテン楽農工房) ☆自然薯そば・自然薯うどん：350円(エコファーム星山) ☆大根ドレッシング「大根百笑」：680円(ナガタフーズ) ☆特別栽培米：700円(中里ライスセンター) ☆栗街道 栗チョコ：1,480円(グリュイエール) ☆笠間の栗のハートパイ：210円(グリュイエール) ☆実稔(みのり)：1,890円(グリュイエール) ☆笠間グリュイエールカレー：880円(グリュイエール) ☆栗甘露煮：1,470円(小田喜商店) ☆笠間の栗焼酎(25度・720ml)：1,365円(うまい栗焼酎をつくる研究会)

問 農政課(内線527)

⑥ページ **小中学生の登下校の見守りをお願いします。**

⑧国民健康保険退職者医療制度への切替えについて

笠間市国民健康保険に加入中の一般被保険者の方で、下記の要件に該当する方は、退職者医療制度への切替え手続きが必要です。

年金証書(年金手帳ではありません)・国民健康保険被保険者証(退職本人・退職被扶養者)・印鑑・運転免許証またはパスポートを持参の上、最寄りの担当課へお越しください。

【退職本人の要件(すべてに該当する方)】

- ① 国民健康保険に加入している方。
 - ② 65歳未満の方。
 - ③ 厚生年金、各種共済組合などの老齢・退職年金受給者または受給資格取得者で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以上での加入期間が10年以上ある方。
- * 国民年金は対象外です。

【退職被扶養者の要件(すべてに該当する方)】

- ① 国民健康保険に加入している方。
- ② 65歳未満の方。
- ③ 同一世帯で、主に退職被保険者により生計を維持している方。
- ④ 年間収入が130万円未満(60歳以上では180万円未満)の方。

申 保険年金課 笠間支所市民窓口課 岩間支所市民窓口課

問 保険年金課(内線139・140)

⑨年末の交通事故防止県民運動を実施します

例年、夕暮れ時から夜間にかけての交通事故が多く発生します。さらに、年末は飲酒の機会が増え、飲酒運転による事故の発生も心配されます。このため、広く県民に交通安全思想を行き渡らせ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより交通事故防止の徹底を図ることを目的として、年末の交通事故防止県民運動が県内一斉に実施されます。

運動開始に先駆けて、笠間市でも笠間警察署・関連団体と合同で街頭啓発キャンペーンを実施するほか、交通安全協会および交通安全母の会の協力により市内通学路における早朝立哨と交通指導車によるパトロールを実施します。

期間 12月1日(土)～31日(月)

スローガン 反射材 あなたの未来を 照らしてる

運動の重点 (1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止
(2) 飲酒運転の根絶

啓発キャンペーン 運動開始にあたり、11月30日(金)午前7時30分から県立中央病院通り東平交差点においてドライバーを対象に啓発品を配布します。

問 市民活動課(内線135)



市税等は納期限を過ぎると延滞金が加算されます。
納期限内の納付をお願いします。

⑤ページ